

6 修理第1424号

## 動物用医療機器修理業許可証

氏名又は  
名 称 株式会社吉田製作所

事業所の  
所 在 地 東京都墨田区江東橋 1 - 3 - 6

事業所の  
名 称 株式会社吉田製作所

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の 令和7年1月10日から  
有効期間 令和12年1月9日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和6年12月2日

農林水産大臣 江藤 拓